

BTMU Global Business Insight

Asia & Oceania

May 16, 2014

三菱東京UFJ銀行 国際業務部



1. インドにおける土地問題(1)～土地収用と2013年改正法について～
2. ズバリ予想！ シンガポールの今後の税制と各種法規制
3. 政治・経済・産業トピックス
4. 主要国の経済指標

1. インドにおける土地問題(1)～土地収用と2013年改正法について～

インド進出における懸念事項を列挙するとすれば、まずは行政手続、税務、労務、そして土地の問題であろう。特にインドを製造拠点として捉える日本の製造業者にとって、土地問題は、進出場所を決める際、すなわち最初に直面する問題である。あるいは不動産開発を行おうとする者にとっては、まさに死活問題である。

インドで利用することのできる土地の種類は、大きくわけて、①政府や政府系の公社が開発した工業団地等と、②私有地(私企業が開発した工業団地も含む)の2種である。これに対応して、インドの土地問題は、「土地収用」と、「権利関係の確認」の2つに分けることができる¹。このうち、土地収用は、主に①の政府系工業団地の場合に問題となり、権利関係の確認は、主に②の私有地の場合に問題となる。(※私企業が開発した工業団地であっても、政府がその開発のために収用手続を肩代わりするような場合もあるが、その場合は、どちらかといえば、権利関係よりも土地収用の問題がメインとなる。)

本稿では、このうち土地収用の問題を紹介する。

インドでは、よく、「私有地は権利関係の確認が困難であり、またインフラ等の整備状況も区々であるから、現地パートナーの土地が使えるなどの事情がない限り、各州の開発公社等の収用地の方が安全・無難だ」と言われることが多い。確かに、各州の開発地は、各州が開発に適した土地として²用意する地域であり、インフラ開発など政府からの一定の協力が期待できる。また、土地収用等による土地の権利確認・確保は政府の責任で実施されるため、権利関係については、通常は政府が行っている手続が適正であるか否かをチ

¹ なお、外資規制の問題はここでは取り扱わない。一般に外資企業のインド現地子会社は、その活動に必要な土地を購入・賃借することは可能であるとされているため、FDIルールに基づいて進出を許可された場合に、その許可された活動の範囲で土地を取得・賃借して利用することは可能である。

² 他に用途がないという事情による場合もあるだろうが。

エックすれば足りる。³

後者(各州の開発公社等の収用地)を選んだ場合でも、これまで、地元の反対運動によるスケジュールの遅れや紛争に巻き込まれるケース、多額の追加補償が求められるケースなどが観察されてきた。また、各地のインフラ等開発プロジェクトも、近年、土地収用問題による計画遅延が目立っている。

これらの主たる原因として、イギリス統治下の 1894 年に制定された「旧」土地収用法(1894 年土地収用法)がもはや時代に合っていないという点が挙げられてきた。この法律が 120 年前の植民地時代の収用法であると聞いただけで、個人の権利保護よりも政府側に有利な制度となっていたことが想像される。実際に、近年、開発反対運動に伴って死傷者を出すまでに深刻化してきた土地収用問題は、「土地戦争」と揶揄され、2011 年には最高裁に旧法は「詐欺(fraud)」的な状況にあると酷評されていた。⁴

この現状を変えるため、土地収用に関する新たな法案が 2011 年から議論されてきたが、遂に 2013 年 9 月 27 日に「土地収用と生活再建および再定住における公正な補償と手続の透明性に関する法律」(英語名は「The Right of Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act, 2013」。略称は「2013 年土地収用法」となる。)という新しく長い名前とともに新法として生まれ変わり、2014 年 1 月から施行されている。

新法のポイントを、旧法との比較で整理したのが以下の表である。

		旧法		新法
		規定	運用上の問題点	規定
適用範囲	公共の目的	政府による公共目的の収用と会社のための収用とで本来手続は異なり、前者に対して簡便な手続が適用される。	民間開発のために政府が収用する場合も「公共の目的」として簡便な手続を広く適用してきた。	PPP(Public-Private Partnership)や民間企業による公共目的の開発も正式に含まれたが、同意の可否の点で取扱いを区別。
	収用目的の事後変更	特に禁止規定なし。	後で変更して後に紛争の種になるケースも。(UP 州の例等)	禁止。
手続保証	同意の要否	同意は不要。		純粋政府開発案件では地権者の同意は不要。PPP では 70%・民間開発では 80%の同意が必要。
	手続保証の内容	通常の収用では異議申立と聴聞の機会が与えられる。	収用官に申立てて政府の判断の参考にされるだけで、手続保証は形式的。	①社会的影響評価手続(公聴会・専門家委員の助言)、②収用の影響を受ける者の調査手続、③農地収用の際の代替手段検討の有無の審査手続など、新たな制度が導入。

³ この他、政府との間の土地割当および長期リース契約の条件を確認することは当然重要である。(ただし、条件交渉は一般に非常に困難といわれる。)

⁴ なお、報道によると、このとき最高裁は「土地戦争に係争されていないグジャラート州をみならうように」と述べたとされる。

	緊急性	緊急の必要性がある場合は異議申立と聴聞の機会も不要に。	恣意的な「緊急性」判断により手続補償が回避されるケースが目立ち、紛争に。(UP 州の例等)	緊急性は安全保障や自然災害の分野に限定。
補償内容	対象者	所有者のみ		生活の基盤を失う者。
	補償金	市場価格+見舞金 30%	市場価格は登記所登録上の価格だが、取引慣行上、登録価格は実際の取引価格よりも著しく低額に抑えられているため、+30%では実際の市場価格より著しく低い補償に。	都市部は基準額の 2 倍・農村部は 2~4 倍が補償額。転売利益の 40%もシェア。
	その他の補償	定めなし		生活再建・再定住に関する規定を定めた。 民間開発の場合も一定の場合には適用。
その他	州による違い	憲法上、土地収用は中央政府と州政府の共同管轄。120 年弱の歴史の中で各州の取扱いに大きな差が生まれた。	反対運動で死傷者を出すほどの問題を抱える州(オリッサ州、マハラシュトラ州の例等)と、土地紛争が少ない優良州といえる州(グジャラート等)が存在。	管轄の枠組みは従前通りだが、新法の手続保証と保証内容は最低限の要請とされてベースアップが図られている。

まず、「適用範囲」との関係で、新法は、PPP や民間企業による開発のための収用の場合も土地収用の範囲内としつつ、それぞれ地権者の 70%・80%の同意を必要とする形に整理した。同意が必要となった点に対して、収用のハードル上がったという批判もあるが、民間開発では本来、個別交渉により時間とお金を費やして 100%の同意を得なければならないはずであることを考えると、それよりは収用し易いといえる。

次に、「手続保証」との関係では、様々な手続が追加され、より時間をかけた実のある手続が整備された。こうした手続の追加は、収用完了までの手続を長期化させる懸念がある一方で、特にこれまで問題が多かった州において、事前の手続保証により不満が解消されることで反対運動そのものが回避されるのであれば、全体としては手続がスムーズとなる可能性もある。

「補償内容」についても、新法は、補償の内容や対象者を増やして補償内容を拡充している。さらに新法は、その名が示すとおり、生活再建・再定住に関する規定も新たに定め、広く収用により影響を受ける者に対するきめ細やかな生活基盤の保証を図っている。こうして収用のコストが上がれば、開発コストが全体として上がり、そのことが開発の足枷となり、あるいは、開発がより地価の安い地域に向かうという現象が顕れる可能性がある。

また、民間が、州政府が定める一定規模以上の土地を取得して実施する開発についても、後で述べる生活債権・再定住に関する規定が適用されることとなる。要求されるレベル次第では、民間開発に大きな負荷をかけることになる懸念がある。

「州による違い」との関係で、新法は、これまでの各州の経験も踏まえて、よりよい統一制度を目指して個

人の権利保護のベースアップを図ったといえる。このため、今後、土地収用問題が全体として解消に向かうことが期待される。ただし、一部各州の裁量に委ねられた事項もあり、州による多様性も若干は残る見込みである。

なお、新法には「遡及効」が定められている。2014年4月1日までに旧法下で補償の支払手続まで完了している場合には新法の適用は問題とならないが、一部の手続が終了していないか滞っている場合は、新法が遡って適用される余地があるため注意が必要である。

新法に基づく土地収用が行われるのはまさにこれからだが、新法が単に開発手続を長期化させ、開発コストを引き上げることで開発の足枷となるのか、あるいは、個人の権利を適切な形で保証・補償することで、バランスがよく不満の少ないスムーズな開発を可能とするのか、今後の動向を見守りたい。

(2014年4月22日作成)

記事提供: 松田綜合法律事務所 弁護士 久保達弘

松田綜合法律事務所: 日系企業のインドを含む海外に向けた単独・M&Aによる進出を支援

2. ズバリ予想！ シンガポールの今後の税制と各種法規制

概要

世界中からヒト・モノ・カネ・情報を集めるシンガポールが直面するさまざまな社会問題の中から、税制をはじめとした今後の法規制の行方を予想します。

シンガポールの税制を一言で表現すると「世界中からヒト・モノ・カネ・情報を集めるための軽課税と、狭い国土に起因する社会問題に対する重課税が同居する税制」であるといえます。特に 2010 年に 15%近い国内総生産(GDP)成長率をたたき出して以降、シンガポールではさまざまな社会問題が加速していますが、今回のコラムでは、これらの社会問題から今後の税制や各種制度の方向性を予想してみたいと思います。

1. 外国人急増問題

シンガポールの社会問題といえば、まずは外国人急増問題です。小さな都市国家であるシンガポールでは労働力不足を解消するために 1980 年代から外国人受け入れ奨励策を実施してきました。その結果、この 20 年での人口増加は国民と永住権を保持する外国人が約 35%増(1993 年約 285 万人→2013 年約 384 万人)にとどまったのに対し、外国人は約 280%増(同期間約 41 万人→約 155 万人)となりました。しかしながら、不動産の高騰、交通機関の混雑など、人口増加に起因する社会問題が同時に増加し、国民から多くの不平不満を受けているのが今日のシンガポールといわれています。

シンガポール政府はこの外国人急増問題に対し、主として外国人に対するビザ(主として Employment Pass:EP、S パス、Work Permit:WP の 3 種類)発行の条件を厳格化することで対応してきました。つまり、ビザ取得のための最低給与額などの引き上げや、かつて大量に許可された永住権の発行を抑える対策を取っています。しかし、この外国人の最低給与額引き上げが、より所得の高い外国人のシンガポール移住を促し、不動産のみならずさまざまな物価の引き上げを起こしている一因ともなっています。

このような現状の中、今後のシンガポールの移民政策を予想すると、長期的にはさらなる交通インフラを整備すると同時に、人口の物理的拡散による継続的移民受け入れ(つまり最低給与額引き上げの緩和)という方向性が予想されます。しかし、交通機関などのインフラ整備には相当の時間を要するので、あと数年は最低給与額の引き上げが続くとともに、2014 年はビザ更新の却下が頻発する恐れがあると思われます。特に高齢者および政府が積極的に誘致していない業界は、ビザ更新について不利に働く可能性があると思われます。その他にも今後は、中間所得層外国人に対するビザの種類の特廃合や大きな権利義務の変更も考えられるでしょう。

例えば Q1 カテゴリー(EP の最下層のカテゴリー)の廃止や S パスの最低給与額のさらなる引き上げ、もしくは S パス自体の廃止や EP による外国人雇用数制限の導入、EP 雇用に対する外国人雇用税の導入、S パス保持者などに対する外国人雇用税率のさらなる引き上げなどです。しかしながら、少子高齢化が進むシンガ

ポールにおいては自国民の人口増加のみによる労働人口増加は容易ではなく、中長期的には再び外国人労働者を積極的に受け入れる施策に戻る可能性が高いのではないかと考えられます。

また、外国人急増問題に対しては「業務を自動化・効率化させて雇用(特に外国人雇用)をなるべく抑える」ことが一つの解決策となるので、業務自動化・効率化させる優遇措置である PIC スキーム(研究開発(R&D)などの適格支出の 400%損金算入を認めるといった税制優遇制度)はさらに拡大すると思われる。特に近年、急激にビザ取得が困難になってきている飲食業や、街づくりを自動化させる新しい技術の開発を行うIT企業など、特定の業界については大胆な税制優遇措置が施行されるかもしれません。

また、人を雇用しなくても資金・情報を集積させられる知的財産をシンガポールへ誘致するため、海外からのロイヤリティー収入の源泉徴収税額(租税条約上の)制限税率を国家間交渉で軽減させること(どちらの国も源泉税率が下がれば国内法の実効税率が低い国に知財を置く方が有利になるため)などもあるかもしれませんし、シンガポール国外の R&D の成果物である知財をシンガポールに帰属させる場合の優遇措置なども考えられるでしょう。人の増加を抑えて資金を呼び込む金融業の誘致もさらに進むかもしれません。また「労働者 1 人当たりの生産性」を向上させるための研修プログラムや人材育成企業などへの優遇措置がさらに強化される可能性は高いと思われます。

2. 所得の格差問題

シンガポールに限らず現在世界中で議論されている問題ですが、所得格差の是正も課題といわれます。近年の高所得層外国人へのシフトによって所得格差が広がり、特にシンガポール国民の所得は(政治的にも)底上げせざるを得ない状況となっていますが、一方で企業からは人件費増加に対する不満が聞こえてきます。政府はこのバランスを取るために、企業のコスト増を抑えながら国民の所得の底上げをする必要があるわけですが、2013年に導入された WCS(Wage Credit Scheme: 一定の条件の下、シンガポール国民の昇給の一定割合に対して会社に補助金を給付する制度)などを例に、引き続きシンガポール国民に限定して所得を引き上げる(もしくは外国人に限定して個人所得税などを引き上げる)政策は拡大すると思われる。

例えばシンガポールの年金制度とされる中央積立基金(CPF)の会社負担率の変更や、本国で受けた給与に係る個人所得税申告漏れの罰則強化、個人所得税の累進税率の引き上げ、国民や永住権保持者、外国人の間で税率などを乖離(かいり)させるなど、シンガポール国民>永住権保持外国人>外国人、という優先順位がより明確になるような政策が取られるかもしれません。いずれにしても、これまで最高 20%という低い個人所得税率により世界中から高所得層を集めてきたシンガポールですが、2013年の独立記念日の首相演説でも言及された通り、今後は最高税率の引き上げも十分考えられるでしょう。

3. 不動産高騰問題

不動産高騰対策については、永住権保持者の滞在年数による購入制限や投資用物件の購入制限、印紙税の引き上げなどによる一定の成果が出始めており、高騰の沈静化に向かっている空気感(空室率の上昇や賃貸契約更新時の賃料維持、中古物件の価格下落という例が散見されているようです)が出てきたので、直近ではあまり大きな動きがないものと予想します。しかしながら、国土の狭いシンガポールにおいて物件の供給量は限られるので、沈静化が追い付かず恒久的な問題となる可能性はあるでしょう。現在導入が予定さ

れている HDB (国により開発された居住物件) の外国人居住比率の制限のみならず、不動産投資に関するさらなる規制も可能性として考えられます。

4. 交通渋滞問題

交通機関の混雑緩和措置は、上述した人口の物理的拡散(これ自体私見ですが)の必要条件ですので、数年続くのは間違いないと思われます。しかし単に交通手段の供給増だけではなく、交通手段の需要調整、つまり集中した移動時間や手段の分散化、例えば雇用形態としてフレックス制の導入や在宅勤務のさらなる奨励、もしくは限定的ながら義務化する可能性などがあり得るのではないのでしょうか。また、現在テスト運用されている MRT 早朝運賃無料化の制度化や、ラッシュ時の割増運賃などが考えられる他、近年急激につかまえてきたタクシー料金の上昇も可能性は高いと思われます。さらに、シンガポール島内の東部、西部、北部に第 2、第 3 の都市をつくるべく、商業施設や住宅建築のためのさらなる(地域限定の)優遇措置もあるのではないのでしょうか。

5. 少子高齢化問題

現状のシンガポールの出生率は 1.3 弱、平均寿命は約 82 歳と、日本と同様に少子高齢化が急速に進んでおり、出生率の向上、高齢者の医療費負担の軽減が課題です。政府は子どもの数に応じた出産補助金や扶養者の所得控除、父親の育児休暇取得の強化などにより出産を後押ししていますが、保育園・幼稚園といったインフラ整備は遅れているのが現状といえそうです。これに対する介護・教育・育児などの事業者に対する租税優遇措置はもちろんのこと、早婚奨励策としての年齢別結婚補助金の交付などの導入も考えられるでしょう。シンガポールで人口維持に必要な出生率は 2.1 といわれますが、これを純粋に出産数の増加で達成するのは困難ともいえ、特に若年層(特に兵役義務のある男子)への国籍の付与、その事前段階としての永住権の付与を増加させる時期がくるかもしれません。

以上、大きな転換期を迎えているといわれるシンガポールでは、その根本的な問題である資源不足や労働力不足を解消するために、移民受け入れをはじめとした数多くの施策により経済成長してきましたが、その施策が大胆で迅速だったことによる反動が上記のように社会問題化しています。今後は、一時的にはこれまでと違う政策が求められる一方で、次の時代には再度逆の振幅が大きくならないよう、ソフトランディングすることが求められています。

(2014 年 1 月 27 日作成)

記事提供: TMF Singapore H Pte. Ltd.

Director Corporate Services 公認会計士・税理士(日本) 萱場 玄

2012 年~TMF シンガポールにて日系クライアント担当ディレクターに就任。シンガポール、インドネシア、マレーシアを中心に日系企業グループのバックオフィス業務(経理/給与計算/法人設立等事務など)の代行、富裕層の信託設定・管理、オフショアファンドの設定・管理事務、その他会計関連プロジェクトの日系クライアントサポートに従事。

3. 政治・経済・産業トピックス

■ (タイ)ー インラック首相失職。7月20日やり直し下院選挙を予定

5月7日、タイ憲法裁判所は、2011年にインラック政権下で実施された政府高官(※)の更迭が、職権濫用に当たるとして、違憲判決を下した。

※2011年8月に、国家安全保障会議のタウン事務局長を更迭した人事を指す。

これにより、インラック首相および当時の決定に関与した閣僚9人が即時失職した。選挙管理内閣については、新内閣の発足まで残りの閣僚により存続可能。

政府は、無効となった2月の総選挙のやり直し選挙を7月20日に実施することで、選挙管理委員会と合意している。反政府派は、政府が選挙を強行した場合、2月同様、選挙をボイコットする構え。その場合、再び、下院召集に必要な当選承認ができない恐れもある。

■ (フィリピン)ー S&Pが格上げ

4月8日、米国大手格付機関S&Pは、フィリピンの格付をBBB-からBBBに一段階引上げた。見通しは「安定的」。

フィリピン政府が進めている改革路線の継続、サービス貿易の増加で経常収支が改善し、外貨準備高が安定していることを評価。

■ (インドネシア)ー 第1四半期の経済成長率は鈍化

5月5日、中央統計局発表。第1四半期の実質GDP成長率は、5.21%と前期の5.78%から鈍化した。1月から実施している未精錬鉱石の輸出規制により輸出が低迷。政府消費の伸び(3.5%)も鈍化した。今後については、選挙の実施もあり、当面、経済成長率は高まりにくいと見られる。

■ (インド)ー 総選挙の投票終了。野党第一党BJP躍進の見込み

5月12日、インド全土で1カ月間実施された総選挙の投票が終了。出口調査の結果では、最大野党インド人民党(BJP)が優勢で、第1党になる可能性が高い。BJPを中心とする野党連合が下院議席の過半数を制する可能性もあると報じられている。また、現与党の国民会議派は大幅に議席を減らす見込みで、過去最低水準の議席(1999年の114議席)並になる可能性もあると見られている。出口調査の結果を受けて、株価インデックスは上昇、インド・ルピーも海外からの資金流入で1米ドル=59ルピー台に上昇している。

(2014年5月14日作成)
三菱東京UFJ銀行 国際業務部

4. 主要国の経済指標

マレーシア	単位	2012	2013	2013/3Q	2013/4Q	2014/1Q	Feb-14	Mar-14	Apr-14	備考
実質GDP成長率	%	5.6	4.7	5.0	5.1					前年(同期)比
インフレ率	%	1.7	2.1	2.2	3.0	3.5	3.5	3.5		消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	31,148	22,265	5,730	8,577	8,000	3,155	2,922		
経常収支	百万米ドル	18,640	11,732	3,038	5,054					
市場金利	%	3.21	3.32	3.21	3.32	3.33	3.31	3.33	3.38	銀行間(3カ月物)、期末値
外国為替相場	対米ドル	3.0888	3.1507	3.2398	3.2089	3.2981	3.3081	3.2822	3.2555	期中平均
株価		1,689.0	1,867.0	1,768.6	1,867.0	1,849.2	1,835.7	1,849.2	1,871.5	クアラルンプール総合指数、期末値

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、マレーシア中銀など)

タイ	単位	2012	2013	2013/3Q	2013/4Q	2014/1Q	Feb-14	Mar-14	Apr-14	備考
実質GDP成長率	%	6.5	2.9	2.7	0.6					前年(同期)比
インフレ率	%	3.0	2.2	1.7	1.7	2.0	2.0	2.1	2.4	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	6,015	6,355	5,033	3,849	6,519	3,896	3,480		
経常収支	百万米ドル	-1,470	-2,790	429	2,962	8,226	5,065	2,898		
政策金利	%	2.75	2.25	2.50	2.25	2.00	2.25	2.00	2.00	翌日物レボ金利、期末値
外国為替相場	対米ドル	31.07	30.72	31.45	31.74	32.65	32.61	32.38	32.31	期中平均
株価		1,391.9	1,298.7	1,383.2	1,298.7	1,376.3	1,325.3	1,376.3	1,414.9	SET指数、期末値

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、タイ中央銀行、国家経済社会開発委員会など)

インドネシア	単位	2012	2013	2013/3Q	2013/4Q	2014/1Q	Feb-14	Mar-14	Apr-14	備考
実質GDP成長率	%	6.3	5.8	5.6	5.7	5.2				前年(同期)比
インフレ率	%	4.0	6.4	8.0	8.0	7.8	7.7	7.3	7.3	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-1,659	-4,077	-3,060	2,325	1,073	843	673		
経常収支	百万米ドル	-24,418	-28,450	-8,529	-4,018					
政策金利	%	5.75	7.50	7.25	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50	BI金利、期末値
外国為替相場	対米ドル	9,388	10,449	10,671	11,618	11,835	11,922	11,422	11,440	期中平均
株価		4,316.7	4,274.2	4,316.2	4,274.2	4,768.3	4,620.2	4,768.3	4,840.1	インドネシア総合指数、期末値

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、インドネシア中央銀行など)

ベトナム	単位	2012	2013	2013/3Q	2013/4Q	2014/1Q	Feb-14	Mar-14	Apr-14	備考
実質GDP成長率	%	5.3	5.4	5.5	6.0	5.0				前年(同期)比
インフレ率	%	9.1	6.6	7.0	5.9	4.8	4.7	4.4	4.4	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	749	9	895	557	697	-550	-196	-400	
経常収支	百万米ドル	9,062								
政策金利	%	9.00	7.00	7.00	7.00	6.50	7.00	6.50	6.50	リファイナンスレート、期末値
外国為替相場	対米ドル	20,873	21,030	21,158	21,108	21,094	21,097	21,099	21,097	期中平均
株価		413.73	504.63	492.63	504.63	591.57	586.48	591.57	578.00	VN指数(ホーチミン)、期末値

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、ベトナム統計局、中央銀行、IMFなど)

フィリピン	単位	2012	2013	2013/3Q	2013/4Q	2014/1Q	Feb-14	Mar-14	Apr-14	備考
実質GDP成長率	%	6.8	7.2	6.9	6.5					前年(同期)比
インフレ率	%	3.2	3.0	2.4	3.5	4.1	4.1	3.9	4.1	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-10,029	-5,712	-1,906	-1,570		-131			
経常収支	百万米ドル	6,951	9,424	1,860	3,697					
市場金利	%	0.20	0.00	0.87	0.00	1.00	1.46	1.00	1.44	TB、期末値
外国為替相場	対米ドル	42.23	42.45	43.68	43.61	44.87	44.90	44.79	44.64	期中平均
株価		5,812.7	5,889.8	6,191.8	5,889.8	6,428.7	6,425.0	6,428.7	6,707.9	フィリピン総合指数、期末値

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、IMFなど)

インド	単位	2012年度	2013年度	2013/3Q	2013/4Q	2014/1Q	Feb-14	Mar-14	Apr-14	備考
実質GDP成長率	%	4.5		4.8	4.7					前年(同期)比
インフレ率	%	7.4	5.9	6.6	7.1	5.2	4.7	5.7		卸売物価指数(WPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-190,336	-139,616	-29,375	-30,715	-28,544	-8,284	-10,507		
経常収支	百万米ドル	-87,843		-5,153	-4,223					
政策金利	%	7.50	8.00	7.50	7.75	8.00	8.00	8.00	8.00	レポレート、期末値
外国為替相場	対米ドル	54.41	60.47	62.18	62.00	61.78	62.21	61.02	60.36	期中平均
株価		18,836	22,386	19,380	21,171	22,386	21,120	22,386	22,418	ムンバイSENSEX指数、期末値

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、RBI、中央統計局など)

(作成日:2014年5月13日)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部 情報室
(照会先) 北村 広明

(e-mail): hiraoki_2_kitamura@mufg.jp